

回 覧

朝来市産業振興部農林振興課

～山火事に注意しましょう～

山火事は空気が乾燥する3～5月に多く発生します。

原因の多くは、たき火やタバコのポイ捨てなど、火の取扱いの不注意によるものです。

- 1 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。特に枯れ草や落ち葉等の近くでは行わないこと。
- 2 たき火等火気の使用後は、完全に消火すること。なお、炎が見えなくなっても火種が残っていることがあるので、十分に確認すること。
- 3 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
- 4 火遊びはしないこと。また、させないこと。
- 5 火入れを行う際は市長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策※を講じること。※防火対策：①火入れの面積に応じて火入従事者の配置（参考：0.5ha までの場合は10人以上）

②可搬式散水装置、鉋、鋸等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させること

（その他にも防火対策を講じる必要があるため、詳細は農林振興課までお問い合わせください。）

火入れとは？

森林又はその周囲1kmの範囲内で、立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

面的に焼却する行為とは？

- ・ある区域を定め、その全域を対象として面的な広がりをもって焼却する行為
※空地等の特定の箇所に焼却物を集積して焼却する行為は対象外
- ・全域を焼却する目的で何れ所かに集積して焼く（寄せ焼き）、筋状に集積して焼く（筋焼き）の場合は対象

火入れ許可の対象

①造林のための地ごしらえ ②開墾準備 ③害虫駆除 ④焼畑

火入れ許可に関すること

【農林振興課】 ☎ 079-672-2774

野外焼却（野焼き）の禁止について

野焼きは原則禁止です！（山火事等に繋がる危険があります！）

ごみの野外焼却は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第16条の2により禁止されています。（違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万以下の罰金又はその両方が課せられます。）



野外焼却（野焼き）に関すること

【市民課】 ☎ 079-672-6120